

法令適用事前確認手続（回答書）

平成24年1月25日

ソフトイーサ株式会社 殿

国家公安委員会

平成23年12月27日付けをもって照会のあった件について、国家公安委員会が所管する法令に係る法令適用事前確認手続に関する細則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を回答します。

照会のあった具体的な行為については、照会に係る法令の規定の
適用対象となる / 適用対象とならない

本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者等から提示された事実のみを前提に、照会に係る法令の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、裁判所、裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員の判断を拘束するものではありません。

なお、上記見解の根拠は、下記のとおりです。

記

1 照会の概要

筑波大学構内道路において、渋滞発生予測箇所等の情報を提供する事業を実施する場合に、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」といいます。）第109条の3第1項の規定の適用対象となるか（同項に基づく届出をする必要があるか）

2 論点

事業の実施が計画されている筑波大学構内道路が法上の「道路」に当たるか
実施が計画されている事業が法第109条の3第1項の「交通情報提供事業」に当たるか

3 検討

(1) 論点 について（事業の実施が計画されている場所）

法上の道路については、法第2条第1項第1号の規定により、「道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第1

83号)第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所」をいうこととされているところ、事業の実施が計画されている筑波大学構内道路は、道路法上の道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道又は市町村道)又は道路運送法上の道路(専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のもの)に当たらないことは明らかであることから、法第2条第1項の「一般交通の用に供するその他の場所」に当たるか否かが問題となります。

この点、「一般交通の用に供するその他の場所」とは、「現に一般公衆及び車両等の交通の用に供されているとみられる客観的状況のある場所で、しかもその通行することについて通行者がいちいちその都度管理者の許可を受ける必要のない場所をいうものと解するのが相当である」(仙台高裁昭和38年12月23日判決)とされています。

ここで、筑波大学構内道路は、大学構外の市道・県道から大学構内への接続部分付近に「関係者以外入構禁止」という看板等は設置されているものの、門扉等は設置されておらず、管理者の許可をその都度受けることなく一般通行車両が進入することが物理的に可能な状況にあります。

したがって、筑波大学構内道路は、法上の「道路」に当たるものと考えられます(なお、例えば、管理者により門扉等が設置され、一般通行車両が進入できないような措置が講じられた場合には、法上の「道路」に当たらない場合もあり得ます。)

(2) 論点 について(実施が計画されている事業)

法第109条の3第1項第1号の「道路における交通の混雑の状態を予測する事業」とは、状況が類似した過去のデータ等を用いて、運転計画の検討に資するよう数日後又は数週間後に発生すると見込まれる交通渋滞の発生区間、時間帯、程度等の情報を提供するもの等(いわゆる渋滞予測を行うもの)をいい、同項第2号の「目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業」とは、状況が類似した過去のデータ等を用いて、これから走行しようとする目的地までの平均的な所要時間等を踏まえた推奨出発時刻、推奨経路、到着予想時刻等の情報を提供するもの等(いわゆる旅行時間予測を行うもの)をいいます。

ここで、実施が計画されている事業は、過去数ヶ月程度の自動車の混雑の発生件数・発生場所のデータを記録し、それを電子計算機等を用いて解析し、本日の筑波大学道路の渋滞発生予測箇所を時間帯別にインターネット上の地図上で表示するとともに、インターネット上のシステムに対して利用者が目的地の名称や場所を指定・選択すれば、その目的地まで最も早期に辿り着くことができる道程を提示し、到着予測時間を表示する事業です。

したがって、実施が計画されている事業は、法第109条の3第1項第1号の「特定交通情報提供事業」に当たるものと考えられます。

4 結論

以上より、上記見解のとおり判断しました。